

## 第 29 回村民綱引き大会開催要項

- 1 趣 旨 村民の体力向上と各自治会男女相互の親睦交流を図り、地域の連帯感を醸成する。
- 2 主 管 理事会
- 3 日 時 令和 4 年 2 月 1 2 日 (土)  
開会式：午後 6 時 3 0 分 競技開始：開会式終了後
- 4 会 場 しんとうスポーツアリーナ
- 5 参加資格 本村に在住する男子、女子  
<男子> 高校生を除く 18 歳以上の者 計 10 名 (内補員 2)  
<女子> 年齢不問 計 10 名 (内補員 2)
- 6 試合方法 (1) 男女別自治会対抗競技とし、予選リーグ、決勝トーナメント方式で行う。  
(2) 予選は 1 本引きで行い、決勝トーナメントは 3 本引きとする。  
(3 位決定戦 (3 本引き) を行う。)
- 7 チーム編成 監督 1、マネージャー 1、選手 8、補欠 2、合計 12 名とする。  
ただし、監督、マネージャーは選手を兼ねられる。
- 8 競技規則 (1) 競技選手は 8 人で、ポジションは自由に変更できる。  
(2) 選手の交代は 2 名まで可とし、交代選手はどのポジションでもよい。  
(3) 履物は運動靴 (体育館用) で底が平らなもの。素足での参加は認めない。  
(4) 手は素手とし、手袋の着用は認めない。  
(5) 制限時間は 30 秒とする。
- 9 勝敗の決定 (1) 制限時間以内にロープのセンターマークが他方の 3 m ラインに達したとき。  
(2) 30 秒経過したときは、センターマークをより自陣側に引き込んでいたチームの勝利とする。

- 10 安全上の注意と指導 以下の行為は安全上の理由から禁止とし、認められた場合は指導を行う。指導が入ったときは、ノーゲームのうえ、引き直しとする。下記のほか、危険と判断された場合にも指導を入れる。
- (1) 片手が床に接触したり、膝や尻などをついたり、寝転んで引くこと。
  - (2) 裸足または競技規則に反する履物の着用、監督や選手の不正行為。
  - (3) 日本綱引き連盟が推奨する以外の独自の巻き方。(アンカー)  
(綱は右脇下から左肩・左肩から左脇ではさみ綱を後ろに垂らす)
- 11 表彰 (1) 優勝チームに賞状、優勝カップ、賞品を授与する。  
(2) 準優勝チームに賞状、準優勝カップ、賞品を授与する。  
(3) 3位チームに賞状、賞品を授与する。
- 12 その他 (1) 競技開始時間に遅れた場合は失格とする。  
(2) 笛や太鼓など鳴物入りの応援は禁止とする。  
(3) 子ども連れの保護者は、子どもがアリーナの2階から転落等しないよう細心の注意を払うこと。  
(4) 楽集センター(隣保館)南側の駐車場は使用しないこと。
- 13 支部長会議 令和4年1月13日 午後7時30分  
役場2階 会議室  
※選手名簿は大会当日に提出。

14 参 考

(綱)

